

# 八王子市工事等成績評定苦情審査委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市工事成績評定取扱要領第13条第1項及び八王子市測量・設計等委託成績評定取扱要領第13条第1項に規定する八王子市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、受注者から申し立てられた工事及び測量・設計等委託（以下「工事等」という。）の成績評定に係る苦情について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 総務管理担当部長  
委員 総務部契約課長  
財務部建築課長  
環境部下水道課長  
建設部建設課長  
まちなみ整備部建築指導課長

2 前項に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

## (委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

## (定足数等)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることはできない。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は当該苦情に係る工事等の監督員若しくは検査員等から当該工事等の施工状況等について、書類の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

(意見の表明)

第8条 委員会は、第2条に規定する調査審議を終了したときは、当該苦情申立てに関する意見を総務部品質管理担当課長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から適用する。